

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、警備員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、建設現場において、夜間警備業務中、鉄筋で組まれた高さ約〇cmの台から足を滑らせ落下転倒し（以下「本件災害」という。）、その後、C病院に受診し、「腰椎捻挫、左肩・左肘挫傷創、両上腕挫創」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、本件請求期間については療養のために休業していたものと認め、休業初日から3日間の待機期間を除いた〇日間について、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、請求人が、給付基礎日額及び給付日数を不服として、本件処分の取り消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか、また、監督署長が請求日数から3日間分を控除して支給するとした処分が妥当か。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされており、この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 本件の給付基礎日額について検討すると、以下のとおりである。

ア 決定書理由に説示するとおり、労働基準法において、精皆勤手当は、割増賃金の基礎となる賃金に算入すべき賃金と規定されているところ、監督署長は、精皆勤手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入しないまま支払われた賃金を元に平均賃金を算出していることが認められる。

イ 決定書理由に説示するとおり、監督署長は、平均賃金の算定期間である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の法定休日労働等に関する割増賃金について、その金額を過少に算定して平均賃金を算出していることが認められる。

ウ さらに、警備日報をみると、平成〇年〇月〇日の上番時刻には〇〇：〇〇と記載されているものの、「〇〇：〇〇すぎ職場放棄、帰る」との記載が認められることからすれば、請求人が〇時間就労したと認められるところ、賃

金台帳の〇月賃金（賃金計算期間：同月〇日から同月〇日）の算定には反映されていない。また、本件災害の発生日の警備日報には上番時刻として午後〇時と記載されているが、本件災害は同日午後〇時〇分頃に発生しており、請求人が上番時刻とされる時刻より前から現場で仕事をしていたことが認められるところであり、警備日報は請求人の就労実態を正しく反映していない可能性がある。

エ 以上のことから、本件処分において適用されるべき給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額〇円を超えることは明らかであり、改めて請求人の就労実態を確認し、請求人に支払われるべき賃金を精査した上で、給付基礎日額を算定する必要があるものと判断する。

(3) また、請求人は、休業補償給付の支給日数について、請求日数から3日間分を控除して支払われたことに対して不服を申し立てているが、労災保険法第14条において「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給する」と規定されており、請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上のとおりであるから、給付基礎日額を〇円として算定した額による休業補償給付の支給に関する本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。